東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

## 1 主旨

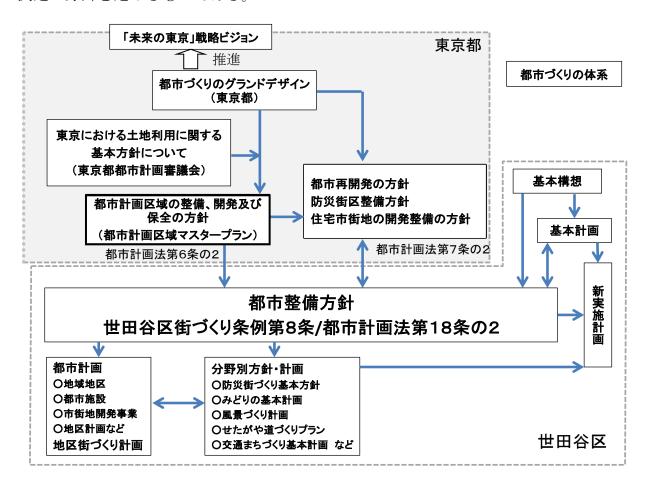
「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下、「都市計画区域マスタープラン」という)は、東京都が市町村を超える広域的見地から、都市計画区域全域(東京都市計画区域は東京23区を対象とする)を対象として定める都市計画である。

このたび、東京都において、都市計画区域マスタープランの変更案を作成し、都市計画 法第21条第2項において準用する同法第18条に基づく意見照会があったので報告す る。

## 2 位置づけ及び内容

都市計画区域マスタープランは、東京都が、都市計画法(昭和43年法律第100号。 以下「法」という。)第6条の2の規定に基づき定める。

都市計画区域マスタープランには、東京都が、市町村を超える広域的見地から、都市計画区域全域(東京都市計画区域は東京23区を対象とする)を対象として、(1)都市計画の目標、(2)市街化区域および市街化調整区域の区分の方針、(3)主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。



- 3 これまでの経緯
  - 令和2年 5月 東京都が原案について発表 都市整備常任委員会(法第16条手続きの口頭報告及び資料配付)
    - 7月 東京都による原案の縦覧 世田谷区都市計画審議会(報告) 都市整備常任委員会(原案の報告)
    - 8月 東京都による法第16条に基づく公聴会
    - 11月 法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項に 基づく、東京都から世田谷区への意見照会
- 4 都市計画区域マスタープラン(案)の概要
- (1) 概要 別紙1参照
- (2) 本編 別紙2参照
- 5 今後のスケジュール (予定)
  - 令和2年12月 東京都による法第17条に基づく案の公告・縦覧 世田谷区都市計画審議会(諮問)
  - 令和3年 1月 法第21条第2項の規定において準用する同法第18条 第1項に基づく、東京都からの意見照会への回答
    - 2月 東京都都市計画審議会付議
    - 3月 東京都が都市計画決定・告示